

固定資産税減免措置※の例

木質ペレット製造装置

○ 製造工程



(農林漁業者又は木材製造業者)

林地残材、製材工場端材



ペレット製造工場



ペレットストーブ・ボイラー

○ 対象設備

認定生産製造連携事業計画に基づき新設した、木質固形燃料製造設備（木竹に由来する資源を破碎、均質にし、乾燥し、かつ一定の形状に圧縮成形したものを製造する設備）

○ 備考

破碎機、乾燥機及び圧縮成形装置を同時に設置する必要があります。

また、これらと同時に設置する専用の原料受入・供給装置、選別機、篩分機、集じん装置、自動調整装置、冷却装置、貯蔵装置、搬送装置、出荷装置、送風機又は配管も対象となります。

○ 減免額の例（3年間6分の5に軽減） ※減価残存率0.750で計算した場合

導入設備	設備費 (千円)	減免措置	課税額 (千円)		
			1年目	2年目	3年目
木質ペレット製造装置	20,000	なし	245	184	138
		あり	204 (▲41)	153 (▲31)	115 (▲23)

家畜排せつ物メタンガス製造装置

○ 製造工程



家畜排せつ物



バイオガスプラント



ガスホルダー



バイオガス発電設備

○ 対象設備

認定生産製造連携事業計画に基づき新設した、メタンを製造する設備。

○ 備考

発酵装置及び精製装置を同時に設置する必要があります。

また、これらと同時に設置する専用の原料受入装置、原料貯蔵装置、原料供給装置、前処理装置、脱臭装置、自動調整装置、搬送装置、排水処理装置、貯留装置、残さ処理装置、余剰ガス燃焼装置、出荷装置、ポンプ又は配管も対象となります。

○ 減免額の例（3年間2分の1に軽減） ※減価残存率0.858で計算した場合

導入設備	設備費 (千円)	減免措置	課税額 (千円)		
			1年目	2年目	3年目
メタンガス製造装置	2,000,000	なし	26,012	22,318	19,150
		あり	13,006 (▲13,006)	11,159 (▲11,159)	9,575 (▲9,575)

※期限：令和10年3月31日まで